

損害賠償請求事件について

事案の概要

本件は、東京証券取引所に上場されていた被上告人の株式を募集等により取得した上告人らが、被上告人が提出した有価証券届出書に係る参考書類中の重要な事項（営業利益や営業損失の額等）について虚偽の記載があり、それにより損害を被ったなどと主張して、被上告人に対し、金融商品取引法（以下「金商法」という。）18条1項に基づく損害賠償等を求める事案である。

〔参考〕

金商法18条1項 有価証券届出書のうちに、重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、当該有価証券届出書の届出者は、当該有価証券を当該募集又は売出しに応じて取得した者に対し、損害賠償の責めに任する。（後略）
なお、同条により損害賠償をするべき場合の損害賠償額は、同法19条により定められる。

原判決と争点

- ◇ 原判決は、被上告人の損害賠償額の算定に当たり、金商法19条2項により被上告人が賠償の責任を負わないこととなる損害の額について民訴法248条を類推適用して相当な額を認定し、これを控除するなどして、上告人らの請求を一部のみ認容した。
- ◇ 最高裁における争点は、上記のような民訴法248条の類推適用の可否であり、金商法の関係規定の趣旨及び目的並びに民訴法248条の趣旨についての解釈が問題となっている。

〔参考〕

金商法19条2項 前条の規定により賠償の責めに任すべき者は、当該請求権者が受けた損害の額の全部又は一部が、有価証券届出書又は目論見書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていたことによって生ずべき当該有価証券の値下り以外の事情により生じたことを証明した場合においては、その全部又は一部については、賠償の責めに任じない。

民訴法248条 損害が生じたことが認められる場合において、損害の性質上その額を立証することが極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。